

東浦町コミュニティセンター基本方針(案)

2026年 月

東浦町

1 策定に当たり

(1)背景

近年、人々の価値観や生活様式が多様化する中で、地域社会をめぐる環境が大きく変化しています。本町においても、世帯構成の変化やコミュニティ加入率の減少が地域内の連帯感を薄れさせる要因として挙げられます。その結果、福祉、環境、防災などあらゆる分野において地域特有の課題が顕在化しています。また、課題の複雑化・多様化により、行政サービス・施策だけでは十分な対応が困難となり、地域住民と行政との連携が一層重要になっています。

(2)趣旨

少子高齢化と人口減少の進行による社会的困難が予想される中、地域住民が主体的に課題に向き合う環境を整えることが必要不可欠です。このため、住民の参画と協働を円滑化し、地域の活性化を図るため、従来のコミュニティセンターの役割を改めるとともに、新しい活用方法を導入します。

これに伴い、各地区のコミュニティセンターは、次の考え方で活用します。

森岡コミュニティセンター	}	社会教育法の適用対象から除外し、幅広い活動を行う拠点として新コミュニティセンターへ移行 地域住民の主体性を支える仕組みとして指定管理者制度の導入を検討
緒川コミュニティセンター		
卯ノ里コミュニティセンター		
石浜コミュニティセンター		
生路コミュニティセンター		
藤江コミュニティセンター	}	社会体育施設としての機能も併用し、幅広い活動を行う拠点として新コミュニティセンターへ移行 地域住民の主体性を支える仕組みとして指定管理者制度の導入を検討

2 東浦町の現状について

(1) 町の人口及び高齢化率等について

東浦町の人口は、住民基本台帳に基づく数値によると、2020年3月末時点では50,154人でしたが、2025年3月末時点では49,855人となり、減少傾向が見られます。

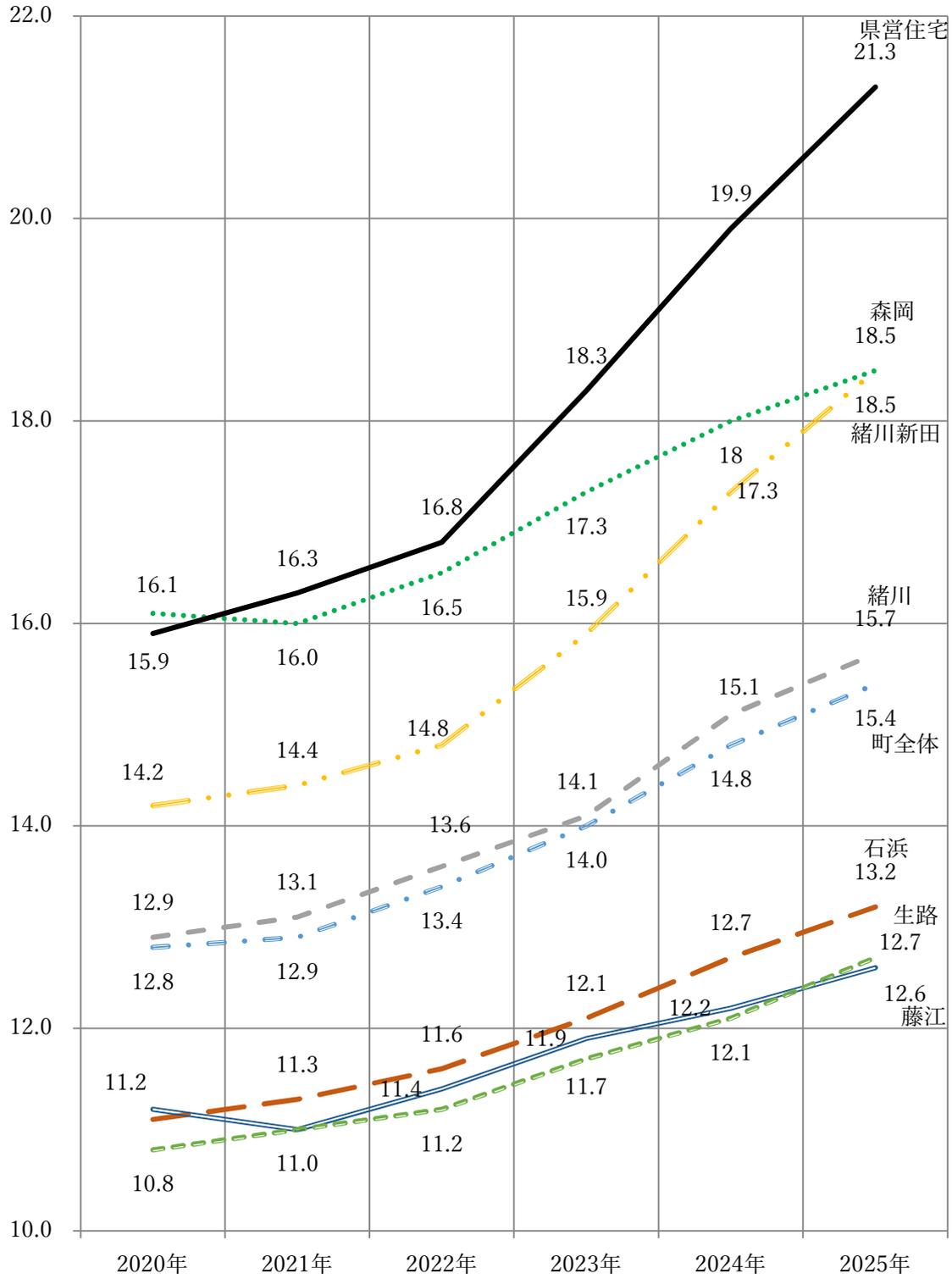
高齢化率については、2020年3月末時点で25.4%だったものが、2025年3月末時点では26.0%と年々上昇しています。

また、後期高齢化率についても、2020年3月末時点で12.8%だったものが、2025年3月末時点では15.4%と年々上昇しています。

表1 地域別高齢者人口の状況

		2025年3月末時点						
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	前年比(%)
町全体	総人口(人)	50,154	50,368	50,372	50,233	50,162	49,855	△ 0.6
	65歳以上人口	12,763	12,852	12,939	12,920	12,936	12,962	0.2
	75歳以上人口	6,439	6,511	6,732	7,047	7,418	7,702	3.8
	高齢化率(%)	25.4	25.5	25.7	25.7	25.8	26.0	0.8
	後期高齢化率(%)	12.8	12.9	13.4	14.0	14.8	15.4	4.5
森岡	総人口(人)	8,029	8,112	8,123	8,110	8,090	8,064	△ 0.3
	65歳以上人口	2,340	2,318	2,287	2,276	2,255	2,249	△ 0.3
	75歳以上人口	1,293	1,295	1,343	1,403	1,456	1,493	2.5
	高齢化率(%)	29.1	28.6	28.2	28.1	27.9	27.9	0.1
	後期高齢化率(%)	16.1	16.0	16.5	17.3	18.0	18.5	2.9
緒川	総人口(人)	8,958	8,959	8,899	8,889	8,811	8,779	△ 0.4
	65歳以上人口	2,268	2,286	2,306	2,271	2,276	2,269	△ 0.3
	75歳以上人口	1,159	1,170	1,209	1,252	1,331	1,379	3.6
	高齢化率(%)	25.3	25.5	25.9	25.5	25.8	25.8	0.1
	後期高齢化率(%)	12.9	13.1	13.6	14.1	15.1	15.7	4.0
緒川新田	総人口(人)	7,657	7,733	7,619	7,559	7,513	7,419	△ 1.3
	65歳以上人口	2,440	2,510	2,529	2,542	2,565	2,582	0.7
	75歳以上人口	1,090	1,111	1,131	1,202	1,302	1,370	5.2
	高齢化率(%)	31.9	32.5	33.2	33.6	34.1	34.8	1.9
	後期高齢化率(%)	14.2	14.4	14.8	15.9	17.3	18.5	6.6
石浜	総人口(人)	11,061	11,006	10,947	10,898	10,931	10,856	△ 0.7
	65歳以上人口	2,305	2,299	2,287	2,288	2,282	2,278	△ 0.2
	75歳以上人口	1,225	1,240	1,266	1,320	1,383	1,433	3.6
	高齢化率(%)	20.8	20.9	20.9	21.0	20.9	21.0	0.5
	後期高齢化率(%)	11.1	11.3	11.6	12.1	12.7	13.2	4.3
県営住宅	総人口(人)	1,757	1,818	1,998	1,970	1,882	1,847	△ 1.9
	65歳以上人口	622	637	671	674	676	664	△ 1.8
	75歳以上人口	280	296	335	360	375	394	5.1
	高齢化率(%)	35.4	35.0	33.6	34.2	35.9	36.0	0.1
	後期高齢化率(%)	15.9	16.3	16.8	18.3	19.9	21.3	7.1
生路	総人口(人)	5,633	5,710	5,772	5,736	5,841	5,939	1.7
	65歳以上人口	1,276	1,277	1,305	1,295	1,295	1,322	2.1
	75歳以上人口	633	629	660	684	710	751	5.8
	高齢化率(%)	22.7	22.4	22.6	22.6	22.2	22.3	0.4
	後期高齢化率(%)	11.2	11.0	11.4	11.9	12.2	12.6	4.0
藤江	総人口(人)	7,059	7,030	7,014	7,071	7,094	6,951	△ 2.0
	65歳以上人口	1,512	1,525	1,554	1,574	1,587	1,598	0.7
	75歳以上人口	759	770	788	826	861	882	2.4
	高齢化率(%)	21.4	21.7	22.2	22.3	22.4	23.0	2.8
	後期高齢化率(%)	10.8	11.0	11.2	11.7	12.1	12.7	4.5

表2 後期高齢化率の推移



3 地域における課題

東浦町では、少子高齢化や人口減少が進行し、地域規模が縮小していくことが予想されます。この縮小によって、以下のような暮らしに関する課題がさらに深刻化する懸念があります。

- ・空き家や空き地の増加および荒廃
- ・高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加
- ・商店の閉鎖や買い物困難者の増加
- ・自治会など地域組織の維持困難
- ・伝統芸能や祭りなどの担い手不足
- ・地域による見守り体制の不足
- ・コミュニティの希薄化による近隣との支え合い不足

4 課題を解決するための新方策

これらの課題に対応するため、以下の2つの新方策を示します。

(1)新コミュニティセンターの活用

既存のコミュニティセンターを「新コミュニティセンター」に移行し、地域活動の拠点として幅広い運用を行います。新コミュニティセンターでは、以下の取り組みが可能となります。

- ・地域物産の販売や資格取得などの有料講座の開催
- ・営利活動を目的とする事業者への施設貸出

これまで培ってきた生涯学習や社会教育活動を継続しつつ、社会の変化や住民ニーズの多様化に対応する新たな活動が可能になります。

(2)将来的な指定管理者制度の導入

新コミュニティセンターでは、将来的に指定管理者制度を導入し、地域運営組織が管理運営を担います。この制度により、住民主体の自治を実現します。

※ 地域運営組織の役割

- ・施設の維持管理
- ・事業運営や事務局業務の実施
- ・職員の雇用および経理の管理

地域運営組織による職員の継続的な雇用により、地域事情に精通した人材が育成され、地域の課題に即した柔軟な運営が可能となります。これにより、住民が主体的に考え、執行できる仕組みが構築されます。

表3 新コミュニティセンターへの移行

	コミュニティセンター	新コミュニティセンター
設置根拠	公民館条例 ふれあいセンター条例	コミュニティセンター条例 藤江コミュニティセンター条例
所管	学び支援課	住民自治課
施設の性質	社会教育施設 社会体育施設	コミュニティ施設 社会体育施設
根拠法令	社会教育法 スポーツ基本法	地方自治法 スポーツ基本法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の適用により施設の水準を確保 ・営利目的でない講座を受講できる ・身近なところでの学習機会 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法からの適用除外による利用制限の緩和 ・地域野菜の物販、コミュニティカフェ、地域発展につながる有料イベント等の地域発展活動等の施設利用の幅拡大 ・公民館では制限される営利事業者への貸館も可能となり、貸館利用の増加による使用料収入の増加
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とした活動の禁止(社会教育法第23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的団体の利用に伴う既存利用者との利用調整 ・貸館事業や販売等に重点を置くことになり、学びの場の提供が減少する可能性



5 新コミュニティセンター移行の基本的な考え方と指定管理者制度による地域運営

(1)新コミュニティセンター移行の基本的な考え方

東浦町では、上記課題を踏まえ、新コミュニティセンターへの移行を進めるにあたり、以下の基本的な考え方を示します。

ア 地域課題解決の拠点としての機能強化

「第2期東浦町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に基づき、「基本目標5 つながり、絆をはぐくむまちをつくる」を推進するため、社会教育事業を継続しながら、地域課題解決の拠点として新コミュニティセンターに移行します。

イ 施設利用の柔軟性向上

森岡、緒川、卯ノ里、石浜及び生路コミュニティセンターは社会教育法による営利活動の制約を受けていますが、新コミュニティセンターでは社会教育法の適用対象から除外することで、施設の利用がより柔軟となり、社会の変化や多様な住民ニーズに対応できる環境を整えます。

ウ 持続可能な地域社会の実現

少子高齢化や人口減少が進行する中、地域の仕組みを簡素化し、住民の負担感を軽減することで、持続可能な地域社会の創造を目指します。

エ 条例改正とコミュニティセンターの位置づけ

住民自治の確立と地域づくりの拠点化を進めるため、2026年度には以下の対応を行います。

・森岡、緒川、卯ノ里、石浜、生路コミュニティセンター

公民館条例の一部を改正し、社会教育法の適用対象から除外するとともに、新たに「コミュニティセンター条例」を制定します。

・藤江コミュニティセンター

ふれあいセンター条例の一部を改正し、新たに「藤江コミュニティセンター条例」を制定します。

これらの条例制定後、地域運営組織の意向に沿いながら、準備が整い次第、順次指定管理者制度を導入します。

(2) 指定管理者制度と地域運営組織の形成

指定管理者となる地域運営組織の形成については、既存の地域づくり団体を基盤に、町が協議の場を設けて地域に合った組織体系を構築します。その過程で、団体の整理や統合を行い、簡素化を進めることで住民負担の軽減を図ります。町はこれらの組織形成を積極的に支援し、住民自治の下で地域運営を進められる基盤を整備します。

新コミュニティセンターへの移行及び指定管理者制度の導入による地域運営組織の形成は、住民自治を柱とした持続可能な地域社会の構築を目指す取り組みです。これにより、柔軟で多様な施設活用が可能となり、地域課題に対応した活性化が実現します。

6 まとめ

東浦町コミュニティセンターは、地域住民が主体的に協議・行動し、行政とともに課題解決に取り組める場としての役割を果たすものです。本方針に基づき、多様化する地域環境に対応し、地域住民一人ひとりが実感できる豊かさのある持続可能な社会を実現します。

・今後のスケジュール

2026年3月中旬	パブリックコメント
2026年6月	次の条例を上程 東浦町コミュニティセンター条例の制定について 東浦町藤江コミュニティセンター条例の制定について 東浦町公民館条例の一部改正について 東浦町ふれあいセンター条例の一部改正について
2026年10月	新コミュニティセンターに移行